

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 山口県山口市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.8%
全職員	60.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.7%
本庁課長相当職	97.7%
本庁課長補佐相当職	96.4%
本庁係長相当職	94.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.9%
31～35年	93.5%
26～30年	92.4%
21～25年	90.1%
16～20年	85.6%
11～15年	88.0%
6～10年	91.5%
1～5年	96.8%

【説明欄】

【1. 全職員に係る情報 全職員】

・女性職員のうち63.7%が勤務日数、時間数が少ない任期の定めのない常勤職員以外の職員であることから、相対的に女性の給与水準が低くなっている。

【2. (1) 役職段階別】

・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は87.0%であることから、相対的に男性の給与水準が高くなっている。

【2. (2) 勤続年数別】

・勤続年数6年以上25年以下にあつては、男性職員の方が時間外勤務時間が長く、時間外勤務手当等の受給額が多くなっていることから、男性職員の給与水準が高くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 特定事業主行動計画を連名で策定した任命権者（市長部局、市議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、上下水道局、消防本部）については、人事管理を一体的に行っており、合算した数値を掲載している。